



# 鳥取県公報

令和元年9月2日(月)  
号外第38号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 技能検定試験のうち実技試験の手数料の額の一部改正(212)(産業人材課) . . . . . 2
- ◇ 公 告 令和元年度後期技能検定試験の実施(Ⅱ) . . . . . 3

# 告 示

**鳥取県告示第212号**

平成22年鳥取県告示第190号(技能検定試験のうち実技試験の手数料の額について)の一部を次のように改正し、令和元年9月2日から施行する。

令和元年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>1 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検定職種</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全職種</td> <td style="text-align: center;"><u>18,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	全職種	<u>18,200円</u>	<p>1 技能検定試験の特級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検定職種</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">全職種</td> <td style="text-align: center;"><u>17,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	全職種	<u>17,900円</u>								
検定職種	金額																
全職種	<u>18,200円</u>																
検定職種	金額																
全職種	<u>17,900円</u>																
<p>2 技能検定試験の1級、2級、3級、単一等級及び基礎級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検定職種</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図</td> <td style="text-align: center;"><u>13,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械検査、婦人子供服製造</td> <td style="text-align: center;"><u>15,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;"><u>18,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>13,300円</u>	機械検査、婦人子供服製造	<u>15,100円</u>	上記以外	<u>18,200円</u>	<p>2 技能検定試験の1級、2級、3級、単一等級及び基礎級の実技試験の手数料の額は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検定職種</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図</td> <td style="text-align: center;"><u>13,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械検査、婦人子供服製造</td> <td style="text-align: center;"><u>14,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;"><u>17,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>13,100円</u>	機械検査、婦人子供服製造	<u>14,900円</u>	上記以外	<u>17,900円</u>
検定職種	金額																
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>13,300円</u>																
機械検査、婦人子供服製造	<u>15,100円</u>																
上記以外	<u>18,200円</u>																
検定職種	金額																
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>13,100円</u>																
機械検査、婦人子供服製造	<u>14,900円</u>																
上記以外	<u>17,900円</u>																
<p>3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する35歳未満の者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検定職種</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図</td> <td style="text-align: center;"><u>4,300円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械検査、婦人子供服製造</td> <td style="text-align: center;"><u>6,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;"><u>9,200円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>4,300円</u>	機械検査、婦人子供服製造	<u>6,100円</u>	上記以外	<u>9,200円</u>	<p>3 2にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する35歳未満の者の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">検定職種</th> <th style="width: 50%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図</td> <td style="text-align: center;"><u>4,100円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">機械検査、婦人子供服製造</td> <td style="text-align: center;"><u>5,900円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;"><u>8,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額	和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>4,100円</u>	機械検査、婦人子供服製造	<u>5,900円</u>	上記以外	<u>8,900円</u>
検定職種	金額																
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>4,300円</u>																
機械検査、婦人子供服製造	<u>6,100円</u>																
上記以外	<u>9,200円</u>																
検定職種	金額																
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	<u>4,100円</u>																
機械検査、婦人子供服製造	<u>5,900円</u>																
上記以外	<u>8,900円</u>																
<p>4 2及び3にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">検定職種</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">金額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">35歳未満の者</th> <th style="width: 30%;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械検査（2級に限</td> <td style="text-align: center;"><u>3,100円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>12,100円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額		35歳未満の者	その他の者	機械検査（2級に限	<u>3,100円</u>	<u>12,100円</u>	<p>4 2及び3にかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級及び3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">検定職種</th> <th colspan="2" style="width: 70%;">金額</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">35歳未満の者</th> <th style="width: 30%;">その他の者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">機械検査（2級に限</td> <td style="text-align: center;"><u>2,900円</u></td> <td style="text-align: center;"><u>11,900円</u></td> </tr> </tbody> </table>	検定職種	金額		35歳未満の者	その他の者	機械検査（2級に限	<u>2,900円</u>	<u>11,900円</u>
検定職種		金額															
	35歳未満の者	その他の者															
機械検査（2級に限	<u>3,100円</u>	<u>12,100円</u>															
検定職種	金額																
	35歳未満の者	その他の者															
機械検査（2級に限	<u>2,900円</u>	<u>11,900円</u>															

る。)			る。)		
機械検査（2級を除く。）	2,900円	<u>10,100円</u>	機械検査（2級を除く。）	2,900円	<u>9,900円</u>
機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	<u>3,100円</u>	<u>12,100円</u>	機械加工、電気機器組立て、電子機器組立て、内燃機関組立て、造園、園芸装飾、フラワー装飾、建築大工、家具製作	<u>2,900円</u>	<u>11,900円</u>
備考 略			備考 略		

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、令和元年度後期実施の技能検定を次のとおり実施する。

令和元年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 特級

- 金属熱処理
- 機械加工
- 放電加工
- 金属プレス加工
- めっき
- 仕上げ
- 機械検査
- 電子機器組立て
- 空気圧装置組立て
- 建設機械整備
- 紳士服製造
- プラスチック成形

(2) 1級及び2級

- さく井（ロータリー式さく井工事作業）
- 鍛造（プレス型鍛造作業）
- ロープ加工（ロープ加工作業）
- 機械検査（機械検査作業）
- 電気機器組立て（シーケンス制御作業）
- 鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）
- 空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）
- 農業機械整備（農業機械整備作業）
- 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
- 建築大工（大工工事作業）
- かわらぶき（かわらぶき作業）
- 配管（建築配管作業、プラント配管作業）

- 型枠施工（型枠工事作業）
- 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
- コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
- 防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）
- 樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）
- ガラス施工（ガラス工事作業）
- 機械・プラント製図（機械製図CAD作業）
- 金属材料試験（組織試験作業）
- 塗装（鋼橋塗装作業）

(3) 3級

- 造園（造園工事作業）
- 機械加工（普通旋盤作業）
- 機械検査（機械検査作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- 電気機器組立て（シーケンス制御作業）
- 内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）
- 家具製作（家具手加工作業）
- 建築大工（大工工事作業）

(4) 単一等級

- 電子回路接続（電子回路接続作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和元年12月6日（金）から令和2年2月16日（日）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、令和元年11月29日（金）から鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示するとともに、受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

(ア) 特級

全職種 令和2年2月2日（日）

(イ) 1級及び2級

職 種	実 施 期 日
鍛造、機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験	令和2年1月26日（日）
さく井、鉄道車両製造・整備、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、防水施工及び機械・プラント製図	令和2年2月2日（日）
ロープ加工、空気圧装置組立て、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び塗装	令和2年2月9日（日）

(ウ) 3級

職 種	実 施 期 日
電気機器組立て及び内燃機関組立て	令和2年1月26日(日)
造園及び家具製作	令和2年2月2日(日)
機械加工、機械検査、電子機器組立て及び建築大工	令和2年2月9日(日)

(エ) 単一等級

令和2年2月9日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

ア 特級

全職種 18,200円

イ 1級、2級及び3級

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	13,300円
機械検査	15,100円
上記以外の職種	18,200円

ウ 単一等級

18,200円

エ イにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する35歳未満の者の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「35歳未満の者」とは、次のいずれにも該当する者をいう(以下同じ)。

(ア) 実技試験実施日が属する年度の4月1日において35歳に達していない者

(イ) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者以外の者

職 種	手 数 料
機械・プラント製図	4,300円
機械検査	6,100円
上記以外の職種	9,200円

オ イ及びエにかかわらず、次の表の左欄に掲げる検定職種のうち2級又は3級に該当するものを受検する在校生等の実技試験の手数料の額は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。なお、「在校生等」とは、受検申請を行う日の時点で次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 法に基づく公共職業能力開発施設(県内に設置されているものに限る。)における訓練を受けている者(短期課程の普通職業訓練を受けている者を除く。)

(イ) 法に基づく認定職業訓練(県内で実施されているものに限る。)を受けている者(短期課程の普通職業訓練を受けている者及び就職者を除く。)

(ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく中等教育学校(県内に設置されているものに限る。)の後期課程に在籍している者

(エ) 学校教育法に基づく専修学校(県内に設置されているものに限る。)又は同法に基づく各種学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

(オ) 学校教育法に基づく高等専門学校(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

(カ) 学校教育法に基づく短期大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

(キ) 学校教育法に基づく大学(県内に設置されているものに限る。)に在籍している者

職 種	手 数 料	
	35歳未満の者	その他の者

機械検査（2級に限る。）	3,100円	12,100円
機械検査（2級を除く。）	2,900円	10,100円
造園、機械加工、電子機器組立て、電気機器組立て、内燃機関組立て、 家具製作及び建築大工	3,100円	12,100円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

## (1) 提出書類

- ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- イ 本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）